随意契約(相手方指定)調書

件 名	不燃ごみ資源化業務委託	5200227
工(納)期	令和8年3月31日	
契約締結日	i日 令和7年4月1日	
契約金額	推定総額 118,847,604円(消費税込み)	

契約相手方	株式会社要興業		
	(法人番号:7013301003168)		
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。		
備考	複数単価契約		

契約審査委員会資料		
経理課契約係	R7.2.20	

業者選定理由書

件名	不燃ごみ資源化業務委託
指名業者(案)	名 称 株式会社要興業 所在地 東京都豊島区池袋二丁目14番8号 池袋エヌエスビル 代表者 代表取締役 木納 孝
特命理由	本件は、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を行うために、区が収集した不燃ごみの資源化について委託するものである。 主管課では、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 上記業者は、平成29年度の事業開始時に実施したプロポーザルにおいて、資源化実績等の評価項目で高評価を得て選定された。 本件業務は、「23区での受託実績」と、作業効率や費用面から、搬入する処理施設が「清掃リサイクル事務所から10km以内の処理施設を所有していること」の、2点を受託条件としており、この2条件を満たす事業者は、現時点で2社のみである。 主管課において、他1社に受託可否を確認したところ、受託体制の確保が困難との回答であったため、上記業者は本件業務を受託可能な唯一の事業者である。 令和6年度契約について主管課で履行評価を行っているが、平均9割の資源化率を維持しながら、適正かつ安定的に資源化を実施できる。以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)